一般社団法人 日本歯科理工学会 論文賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、本会の学問領域において、学術的に有益であると認められる論文を 表彰するために定める.

(資格)

- 第2条 学会論文賞は、次の号のすべてに該当する筆頭著者の論文に授与する.
 - (1)本会会員であり、会員歴2年以上の者
 - (2)表彰時期前年の1月から12月までに本会和文誌ならびに英文誌に掲載された論文の筆頭著者.

(選考基準)

- 第3条 論文賞の選考は次の各項に準じて行う.
 - (1) 歯科理工学分野の発展に大きく貢献できる論文であること.
 - (2) 新規性、独創性があり、将来の発展に貢献が期待できる論文であること.
 - (3) 論理的で、明解であること.

(論文賞の候補論文)

- 第4条 論文賞の候補論文は、次の項のいずれかとする.
 - (1)和文誌6号に掲載された公募方法に従って論文賞候補として、著者が応募した論文であること.
 - (2)和文誌編集委員会で推薦した3編以内,英文誌編集委員会で推薦した10編以内の論文であること.

(選考委員会及び選考方法)

- 第5条 選考委員会は、常任理事会が委嘱した本会理事または代議員6名の委員で構成する.
 - 2 選考委員会には、委員長及び副委員長をおく、委員長には常任理事があたり、副委員長は委員長が指名する.
 - 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する.
 - 4 選考は、委員長を除く5名の委員の5段階評価で行う.ただし、委員が候補論文の著者である場合は、選考に加わることはできない、委員長は、選考理由を付けて理事長に報告し、常任理事会で決定する.

(表彰等)

第6条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する.また,受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する.

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、常任理事会の審議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本内規は、平成6年4月2日より施行する.
- 2 本内規は、平成6年9月23日一部改正施行する.
- 3 本内規は、平成14年4月6日一部改正施行する.
- 4 本内規は、平成19年2月19日一部改正施行する.
- 5 本内規は、平成20年2月29日一部改正施行する.

- 6 本内規は, 平成24年10月12日一部改正施行する.
- 7 本内規は、平成25年3月4日一部改正施行する.
- 8 本内規は、平成30年4月13日一部改正施行する.
- 9 本内規は、平成30年10月5日一部改正施行する.